

## 第6次球磨村総合計画後期基本計画及び球磨村デジタル田園都市構想 総合戦略策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

本実施要領は、第6次球磨村総合計画後期基本計画及び球磨村デジタル田園都市構想総合戦略策定支援業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するための、各種手続、要件及び審査等の内容について、必要な事項を定めるものである。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

第6次球磨村総合計画後期基本計画及び球磨村デジタル田園都市構想総合戦略策定支援業務委託

#### (2) 業務内容

別紙第6次球磨村総合計画（後期基本計画）及び球磨村デジタル田園都市構想総合戦略策定支援業務委託仕様書のとおり。

なお、仕様書内で規定した業務内容は、本業務の検討に必要と思われる事項を示したものであり、仕様書に記載のない事項についての提案を妨げるものではない。

実際に委託する内容は、本プロポーザルにより選定された優先交渉権者の企画提案書を基に、契約締結に向けた協議及び調整を行った上で決定する。

#### (3) 委託期間

契約締結の日から令和6年3月29日（金）までとする。

#### (4) 実施形式

公募型プロポーザル方式

#### (5) 提案上限額

13,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

### 3 参加資格

次に掲げる事項をすべて満たしていることを要件とする。

- ① 地方公共団体の総合計画等の策定支援業務を受託し、完了した実績があること。
- ② 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。
- ③ 球磨村の現状を把握し、具体的な提案等ができること。
- ④ 履行期間を遵守できること。
- ⑤ 本業務を一括再委託しない者であること。
- ⑥ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全であると認められるものでないこと。
- ⑧ 球磨村工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領の規定による競争入札参加資格の指名停止措置を受けていないこと。
- ⑨ 球磨村暴力団排除条例（平成23年球磨村条例第11号）第9条の規定による排除措置を受けていないこと。

### 4 スケジュール

- |                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| (1) 公告（仕様書等公表）  | 令和5年6月20日（火）       |
| (2) 質問書の提出期限    | 令和5年6月27日（火）午後5時必着 |
| (3) 質問に対する回答    | 令和5年6月29日（木）       |
| (4) 参加申込書の提出期限  | 令和5年7月 5日（水）       |
| (5) 企画提案書等の提出期限 | 令和5年7月12日（水）午後5時必着 |
| (6) プレゼンテーション   | 令和5年7月19日（水）       |
| (7) 結果通知        | 令和5年7月21日（金）       |
| (8) 契約締結        | 令和5年7月末            |

### 5 公募方法

- (1) 公告及びプロポーザル実施要領等の公表
  - ① 公表日 : 令和5年6月20日（火）
  - ② 公表方法 : 球磨村ウェブサイトで公表 (<https://www.kumamura.com>)  
(様式等はダウンロードして利用すること)

## 6 質問の受付及び回答

- ① 質問方法：質問は簡潔にまとめ、質問書（様式1）に記入し、電子メールにより提出すること。  
（電話、FAX等による質問は受け付けない）
- ② 受付期間：令和5年6月20日（火）から令和5年6月27日（火）  
午後5時必着
- ③ 提出先：球磨村役場 復興推進課 企画調整係  
e-mail：[h-utinuno@vill.kuma.lg.jp](mailto:h-utinuno@vill.kuma.lg.jp)
- ④ 回答：令和5年6月29日（木）までに村ウェブサイト公表する。

## 7 参加申込書の提出

- (1) 提出書類：
  - ア 参加申込書（様式2）
  - イ 会社概要（任意様式。パンフレット等でも可。）
  - ウ 業務実績書（様式3）  
※直近の実績を5業務以内で記載。契約書の写し等、確認できる書類を添付すること。
  - エ 業務体制表（様式4）  
※契約締結後、実際に業務に携わる実施体制（管理責任者、主任担当者及び担当者の氏名、経験及び担当する業務等）について記載すること。
- (2) 提出部数：1部
- (3) 提出方法：郵送又は持参で提出すること。
- (4) 提出期限：令和5年6月20日（火）から令和5年7月5日（水）まで  
（持参の場合は、開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに提出すること。）
- (5) 提出先：球磨村役場 復興推進課 企画調整係（担当：内布）

## 8 企画提案書の提出

- (1) 提出書類：
  - ア 企画提案書（様式5）
  - イ 企画提案書別紙（任意様式）  
※縦横の向き、ページ数は自由であるが、A4サイズを基本とする。  
A3サイズを使用する場合は、片面印刷とし、A4サイズにゼット折りすること。

※企画提案書別紙には、会社名やロゴなどは記載しないこと。

ウ 業務工程表（任意様式）

エ 見積書（任意様式）

縦横の向き、ページ数は自由だが、A4サイズとすること。

- (2) 提出部数：正本1部、副本5部
- (3) 提出方法：郵送又は持参で提出すること。
- (4) 提出期限：令和5年7月6日（木）から令和5年7月12日（水）まで  
（持参の場合は、開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに提出すること。）
- (5) 提出先：球磨村役場 復興推進課 企画調整係（担当：内布）

## 9 プレゼンテーション（提案内容説明）

(1) 日時・会場

令和5年7月19日（水） 時間未定

球磨村役場会議室（時間等は別途通知する）

(2) プレゼンテーション時間

準備：5分以内

説明：20分以内

質疑応答：20分以内

撤収：5分以内

※説明は提出した企画提案書等の内容に基づくものとし、書類の追加は不可とする。

※プレゼンテーションにおいて、会社名を認識できるようなロゴ表示や口頭説明などはしないようにすること。

(3) 参加人数

プレゼンテーション会場への入室は3人以内とする。

(4) 使用機器類

プロジェクター、スクリーン、HDMI ケーブルは村が準備するが、パソコンその他必要な物品は参加者が準備する。

※プロジェクター接続用の HDMI ケーブルは村で準備するが、その他の接続端子が必要な場合は、各参加者で準備すること。

## 10 審査

### (1) 審査方法

#### ① 第1段階審査

書類審査の実施。参加申込書及び添付書類を事務局で確認。仕様書及び本要領で定めている要件を満たしているか審査する。(事業者要件、提案額等)

#### ② 第2段階審査

企画提案書について、参加者によるプレゼンテーションを実施。

村で構成するプロポーザル審査委員会において、下記「(2) 審査基準」に基づき総合的に審査し、各参加事業者の順位を決定する。

### (2) 審査基準

#### 1 審査委員審査項目

審査項目	評価項目	詳細・着眼点	配点
企画提案書	① 計画策定に対する姿勢	球磨村の特性・課題を的確に把握し、例えばそれらを全国的な動向と比較するなど工夫をして示すことができるか。	5
		村政全般について、偏りのない知識と関心を持っているか。	5
	② 本業務についての提案	総合計画策定の視点や方向性について、球磨村の特性・課題を踏まえた提案がなされているか。	10
		本業務全体について、企画力と実効性を有した提案がなされているか。	10
	③ 本業務に係る個別の提案	“村民の参画”、“行政の視点”や施策評価との連動”などを踏まえた計画の役割・位置づけ、達成目標・指標の設定について提案がなされているか。	10
		村民について、十分な議論の上に意見を集約できる取り組み体制や運営方法などがなされているか。	5
		村民意識調査に関する取り組み方針	10
		その他の自由意見として、本村にとって有益な独自提案が示されているか。	10

業務の実施体制	④ 計画作成の支援体制	業務実施にあたって十分な人員配置及び組織体制が提案されているか。	5
プレゼンテーション能力	⑤ 担当者の説明能力	提案内容を的確に説明しているか。 審査委員の質問等に対する的確に回答しているか。	10
合計（審査員一人当たり）			80

## 2 事務局審査項目（提案書類の内容から事務局で採点）

審査項目	評価項目	詳細・着眼点	配点
業務経歴	受託受注数	「業務実績書（過去5年間）」の総合計画策定業務の受託実績	5
見積書	見積価格	配点×最低見積額／提案価格 ※小数点第1位四捨五入	15
合計			20

### （3）優先交渉権者の選定

審査結果において、第1位の参加者を優先交渉権者とし、次順位の参加者を次点交渉権者として選定する。なお、参加事業者が1者の場合は、総評価点が60点以上であれば、優先交渉権者とみなす。

### （4）審査結果通知

第2段階審査を受けた全ての参加者に審査結果を通知する。通知は電子メールにより令和5年7月21日（金）に発信することを予定。

## 1.1 参加辞退届の提出

### （1）提出書類：

参加申込書を提出後、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式6）を提出すること。

### （2）提出方法：電子メールにて提出。

### （3）提出先：球磨村役場 復興推進課 企画調整係（担当：内布）

## 1 2 契 約

- (1) 村から通知を受けた優先交渉権者は、随意契約の締結に向け、審査結果を踏まえ、村と委託に係る業務内容について協議する。
- (2) 優先交渉権者は、協議が整い次第、改めて見積書を村に提出し、村は随意契約の手続きを行う。なお、協議が整わない場合は、次点交渉権者と協議の上、契約を締結する場合がある。

## 1 3 特記事項

- (1) 提案書等の作成・提出・プレゼンテーション等の本プロポーザルに係る経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉権者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- (3) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザインなどを使用した結果生じる責任は、参加者が負うものとする。
- (4) 参加者の中に適格者がいないときは、契約候補者を特定しない場合がある。
- (5) 契約締結後においても、受託者が本プロポーザルにおいて失格事項に該当していたことが明らかとなった場合又は本プロポーザルにおける企画提案書において著しく実現性から乖離した提案を行っていたことが明らかとなった場合は、村は受託者との契約を解除することができる。
- (6) 災害の発生等はやむを得ない理由等により本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止する場合がある。その場合、企画提案に要した費用は、全て参加者が負担するものとする。
- (7) 審査結果（参加者名、点数、順位）は、優先交渉権者及び次点交渉権者のみ公表する。

## 1 4 担当課

球磨村役場 復興推進課 企画調整係

住所：8 6 9－6 4 0 1

熊本県球磨郡球磨村大字渡丙1 7 3 0 番地

電話：0 9 6 6－3 2－1 1 1 4

FAX：0 9 6 6－3 2－1 1 4 1

E-mail:h-utinuno@vill.kuma.lg.jp